

情 個 審 第 3 号

令和4年5月16日

茨城県教育委員会
教育長 森作 宜民 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会
委員長 古屋 等

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和4年1月25日付け保体諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定高等学校において、特定期間に産業医が行った作業場の巡視の状況又は結果」不開示決定（不存在）に係る審査請求事案

（情報公開諮問第194号）

（情報公開答申第165号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

令和3年9月2日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり行政文書の開示をそれぞれ請求した。

「水戸第一高等学校において、令和3年4月1日以降労働安全衛生法に基づいて、（1）実施した安全衛生委員会の議事録又は議事の概要、（2）衛生管理者が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料、（3）いわゆる産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料、（4）労働者の健康障害を防止し又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって衛生委員会等における調査審議を経て事業者がいわゆる産業医に提供した資料」

2 実施機関の決定及び通知

（1）実施機関は、上記1の「（1）実施した安全衛生委員会の議事録又は議事の概要」に係る開示請求について、「令和3年安全衛生管理年間活動報告書」を、上記1の「（2）衛生管理者が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料」に係る開示請求について、「職場巡視記録」を、「（4）労働者の健康障害を防止し又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって衛生委員会等における調査審議を経て事業者がいわゆる産業医に提供した資料」に係る開示請求について、「学校飲料水定期検査報告について」、「学校照度定期検査報告について」及び「学校室内空気定期検査報告について」を、それぞれ当該開示請求に係る行政文書として特定した上で、開示決定を行い、令和3年9月15日付け水一指令第4号により、審査請求人に通知した。

（2）また、実施機関は、上記1の「（4）労働者の健康障害を防止し又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって衛生委員会等における調査審議を経て事業者がいわゆる産業医に提供した資料」に係る開示請求について、「長時間労働者に関する情報」を、当該開示請求に係る行政文書として特定した上で、当該行政文書に記載された情報のうち、「職員名、校務分掌、理由等」の部分が条例第7条第2号に該当するとして、不開示

とする部分開示決定を行い、同日付け水一指令第5号により、審査請求人に通知した。

- (3) さらに、実施機関は、上記1の「(3) いわゆる産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料」に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、当該行政文書は、産業医が新型コロナウイルス感染症対応のため業務過多により来校できず、存在しないとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け水一指令第6号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年10月8日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由等

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張について

ア 本件処分の不合理性について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第13条第1項により、「事業者は、（中略）医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない」とされている。労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）で定められた定期的な産業医の巡視を行わせる措置義務は、実施機関に課されているものであるが、その履行がなされていない状態にある。規則第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度は、「毎月1回以上（中略）少なくとも2月に1回」とされている。令和3年4月1日から令和3年9月2日までの間（以下「本件対象期間」という。）に、満5月が経過しているので、少なくとも2月に1回の頻度が履行されているならば、少なくとも2件以上の巡視結果に係る資料があつてしかるべきである。

審査請求人は、別の都道府県の教育委員会が所管する県立高等学校に

対しても、同様の資料の開示請求を行ったところ、他県においては、少なくとも、同様の期間において1回の巡視がなされ、「健康管理医（産業医）執務記録簿」の開示を受けている。当該都道府県も新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象となっている都道府県であり、茨城県と同様の状態である。また、茨城県の知事部局における本庁舎においても、定期的な産業医の巡視がなされ、巡視結果の開示を受けている。

法において、産業医は、数多くの職務を遂行する立場にあるが、令和3年4月1日以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大がある中で、規則第14条第1項第6号の「労働者の健康管理に関すること」に係る事項を行わせなければならないとされている。産業医の巡視を実施することで、教職員の事業場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効であるほか、夏季の熱中症対策の指導においても、産業医の「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識」からもたらされる指導は、必要不可欠である。

よって、新型コロナウイルス感染症の対応のため、作業場の巡視を行わないことは、産業医の職務を果たしているとは言い難いので、必ず、作業場の巡視は行われているはずである。

以上から、該当文書が存在しないとする実施機関の長が開示とする理由は、法に違反している状態であり、不合理であるから、本件処分取消しを求めるものである。

イ その他の主張について

産業医の巡視が行われていない場合には、早期に是正が図られるべきである。

また、産業医の巡視が規則で定める頻度で行われていない場合には、実施機関の長宛に労働安全衛生法に関する文書指導を行うべきである。

さらに、今後の産業医の巡視が必要な事業場の規模である常時使用する労働者数が50名を超える事業場において、定期的な産業医の巡視を強く求める。

次に、仮に産業医の巡視を毎月の実施から2月に一度に頻度を緩やかにする場合には、衛生委員会又は安全衛生委員会において調査審議を行った結果を踏まえて行うことが必要である（平成29年3月31日基発第0331第68号）。

ウ 行政不服審査法第34条の規定による参考人の陳述について

行政不服審査法第34条の規定による参考人の事実の陳述を求める。

まず、茨城県人事委員会において、労働基準監督機関の権限である事

業場調査を担う事務局職員のうち、法に知見がある職員に、対象となる文書が本当に存在しないものなのか、産業医の巡視が行われていないものなのか実態調査を行わせ、調査して分かった事実の陳述を求める。

次に、法に知見がある茨城県高等学校教職員組合役員に、産業医の巡視を定期的に行わせなくても差し支えないと容認した又は黙認している状態に関し、実情の陳述を求める。

(2) 反論書における主張について

ア 本件処分の不合理性について

「令和3年4月22日に内科検診のため来校したものの、作業場の巡視を行っておらず」との宣言は、規則第15条第1項に違反しており、通常考えられず、行政機関としてあってはならない事態である。

したがって、当該行政文書が存在しないことは、不合理である。

弁明書において、不存在の理由とされている産業医の作業場等の巡視を行っていないとの主張について、条例第1条の目的の趣旨に照らし、具体的かつ合理的な説明がなされていない。

イ その他の主張について

「令和3年4月22日に産業医が来校した際には、会議室、応接室、保健室及び同窓会館の点検や新型コロナウイルス感染症予防対策の状況を確認していただき」とあるが、全ての作業場等を巡視したものではなく、実施機関の健康管理への取組は極めて不十分である。

茨城県人事委員会においては、産業医による作業場等の巡視を規則で定められた頻度よりも緩やかな頻度で行うこととしても差し支えない旨を発出した文書はなく、やはり水戸第一高等学校（以下「特定高等学校」という。）で行われた実施機関の不作为は極めて不合理である。

ウ 参考人の陳述について

過日、審査請求書において行政不服審査法第34条の参考人の事実の陳述を要求したが、実施機関又は茨城県情報公開・個人情報保護審査会の審理の中で、文書の存在を知りうる労使の関係者に茨城県情報公開条例第22条第4項の「相当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査」がなされることを期待する。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の妥当性について

産業医の巡視については、規則第15条第1項の規定に基づき、少なくとも毎月1回行うことが求められているところ、産業医が新型コロナウイルス

感染症対応による業務過多のため、令和3年4月22日に内科検診のため来校したものの、作業場の巡視を行っておらず、いわゆる産業医が行った作業場の巡視の状況又は結果が分かる資料は作成していないため、本件開示請求に係る行政文書は存在しない。

したがって、当該資料の不存在を理由とする不開示決定処分は妥当である。

なお、産業医の巡視は行っていなかったものの、毎月の衛生管理者による職場巡視の結果や長時間労働者に関する情報等を産業医に報告し、その都度指導助言を受けている。

また、令和3年4月22日に産業医が来校した際には、会議室、応接室、保健室及び同窓会館の点検並びに新型コロナウイルス感染症予防対策の状況の確認をしていただき、消毒や換気を継続して行うなどの助言を受けている。

2 結論

以上のとおり、本件処分は条例の規定に基づき適正に行ったものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分に係る行政文書について

本件処分に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）は、特定高等学校において産業医が行った作業現場の巡視の状況又は結果が分かる文書であると認められる。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、産業医の巡視については、規則第15条第1条の規定に基づき、少なくとも毎月1回行うことが求められているところ、産業医が新型コロナウイルス感染症対応による業務過多のため、令和3年4月22日に内科検診のため来校したものの、作業場の巡視を行っておらず、いわゆる産業医が行った作業場の巡視の状況又は結果が分かる資料は作成していないことから、当該行政文書は存在しないとして、本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は、本件対象期間中に、産業医による作業場の巡視は行われているはずであるのに、本件行政文書は存在しないとした実施機関の理由は、法に違反している状態で、不合理であると主張している。

しかし、作業場の巡視を行っていないから本件行政文書を保有していないとする実施機関の主張に、特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当審査会は、本件行政文書について、これを保有していないとして不開示とした本件処分は、妥当であると判断する。

なお、特定高等学校において、本件対象期間に産業医が法第13条第1項及び規則第15条第1項の作業場の巡視を行わなかったことの違法性の有無については、当審査会には、判断する権限がない。

3 参考人の陳述について

審査請求人は、第3の2(1)ウ及び(2)ウのとおり、実施機関に対し参考人の事実の陳述を求めている。

当審査会事務局職員をして、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第34条の規定による参考人の陳述の実施について審査庁に確認したところ、審査庁としては、審査請求人が参考人としての陳述を求めている茨城県人事委員会事務局職員は、本件対象期間の状況を把握しておらず、また、茨城県高等学校教職員組合役員は、産業医の巡視に関与していないことから、実施していないとの回答があった。

また、当審査会としても、上記2で述べたとおり、実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められず、条例第22条第4項の規定による調査を実施する必要性は認められないことから、当該調査は実施しないこととする。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、本件行政文書の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
令和4年	1月	25日	諮問	受理
令和4年	3月	23日	審査	(令和3年度第9回審査会第一部会)
令和4年	4月	27日	審査	(令和4年度第1回審査会第一部会)